

諮 問 第 6 1 2 号
環水大管発第 2406055 号
令和 6 年 6 月 5 日

中 央 環 境 審 議 会
会長 高 村 ゆ か り 殿

環 境 大 臣
伊 藤 信 太 郎
(公 印 省 略)

今後の土壌汚染対策の在り方について（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、今後の土壌汚染対策の在り方について、貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

平成 31 年 4 月に全面施行された土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号）附則第 7 条において、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と定められている。

このため、今後の土壌汚染対策の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。

中環審第1324号
令和6年6月6日

中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会
部会長 古米弘明 殿

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり
(公印省略)

今後の土壌汚染対策の在り方について（付議）

令和6年6月5日付け諮問第612号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。